

要介護 1 は 16,692 単位、要介護 2 は、19,616 単位、要介護 3 は、26,931 単位、要介護 4 は、30,806 単位、要介護 5 は、36,065 単位となっています。

(内山委員)

定期巡回・随時対応サービスの介護報酬の資料の計算例 1 について、支給限度基準額内で利用できるということですか。

(事務局：廣瀬)

計算例 1 については、支給限度基準額内で利用できます。

(長田委員長)

利用者の生活状況に関係すると思いますが、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の需要や、利点をどのように考えているか、事業者の方に直接聞いてみようと思います。

(藤田委員)

応募数が、1 社ということで、応募の数が少ない原因はありますか。

(事務局：奥村)

主な原因として、看護師等の人員確保が難しいことと考えています。

(加納委員)

採算があまりないと思われるため、事業所は他の事業で補っているのでしょうか。また、人員は併設の事業所から確保しているのですか。

(事務局：奥村)

採算がないという事ではありません。どちらかと言えば、人員の確保が難しいことが考えられます。事業者については、11 月 1 日に訪問看護を開始し、訪問介護、居宅介護支援、通所介護等の併設の事業所から人員を確保しており、応募に至りました。

(長田委員長)

他にご意見、ご質問が無いようでしたら、次の議事に移ってもよろしいでしょうか。それでは、議事 2 の「地域密着型サービス事業者の指定について」事務局よりお願いします。

(事務局：廣瀬)

事務局より「地域密着型サービス事業者の指定について」株式会社ロジケアを報告
平成 26 年 12 月 1 日指定予定の事業者に来ていただいており、ご報告をしていただきます。

(事業者入室)

(事業者)

地域密着型サービス事業者（株式会社ロジケア）より報告。

(長田委員長)

ありがとうございました。何かご意見はありますか。

(松矢委員)

地域包括ケアの観点から、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を開始することは良いことだと思います。24 時間の対応について、職員の労務管理の配慮はありますか。

(事業者)

夜勤については、今回初めての対応となります。社会保険労務士と相談し、労働基準、ワークライフバランスを考慮して、原則、夜勤を週に 1~2 回を限度とし、夜勤明けの翌日を休日にするように考えています。事前に職員に確認すると、休みが連続する夜勤を希望する声もあります。

(松矢委員)

兼務職員についても、夜勤明けの休日等を配慮していくと考えて宜しいですか。

(事業者)

はい。オペレーターは全て兼務になるため、配慮していきます。私自身もオペレーターを兼務しているため、今後人員を増員する必要があると考えています。

(加納委員)

20分未満の訪問について、20分という区切りがあるのでしょうか。

(事業者)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、時間の区切りはありません。必要な時間を訪問することになります。従来型の訪問介護では、20分未満の訪問介護を算定するために要件がありましたが、定期巡回・随時対応型訪問介護看護では、20分、30分や、より短時間での水分補給、就寝介助等のサービスも提供できると考えています。

(加納委員)

要介護度4、5の重度の方しか利用出来ないのですか。

(事業者)

そういうことではないです。平成18年度からの調査報告を確認していると、要介護度が重度の方に特化しているサービスではないと結果が出ています。

(加納委員)

採算はありますか。

(事業者)

地域の差はありますが、芦屋市では訪問系のサービス利用が多いと把握しています。しかし、報酬設定は厳しいと考えます。

(加納委員)

芦屋市のほとんどの方が、在宅で過ごしたいと考えていると思います。

(事業者)

サービス提供地域を30分以内の訪問場所と設定していますが、芦屋市全域を対象と考えています。奥池については、対応が難しいと考えています。

(内山委員)

介護・看護職員を24時間配置することについて、非常に負担があると思います。通報がない場合は、配置は必要ないでしょうか。また報酬は発生しないのでしょうか。

(事業者)

配置は必要ですが、日中、夜間も含めて報酬は定額です。オペレーターについては、配置基準が非常に厳しいため、人員の確保が必要と考えます。午後6時から午前8時までは、オペレーターが介護職員の兼務を可能であり、この時間帯については1名体制となっています。日中の随時訪問員については、従来型の訪問介護員と兼務が可能です。

(内山委員)

看護職員の配置について、予定のシフト表では、全て日勤となっていますが、夜間はどのように対応するのですか。

(事業者)

看護職員の配置基準において、夜間配置は定められてはいませんが、24時間連絡体制を確保しています。オペレーターが通報を受けて、医療的なサービスが必要と判断した場合は、まず119番の通報が必要か否かを判断します。通報のみでは判断が難しく、随時訪問をして確認します。119番の通報が必要か、ガン末期等で主治医に連絡

が必要か判断します。軽微な事故については、看護師に連絡を行い相談します。

(長田委員長)

訪問看護ステーションについては、夜間の訪問をしている事例もあります。まずは、オペレーターが対応する必要があると考えます。主治医への連絡については、看護職員から報告することが望ましいと考えます。

(事業者)

連絡体制の流れでは、そのように考えています。原則、看護職員から主治医に報告する体制にしています。

(内山委員)

市内の主治医について、以前のような在宅訪問は少なくなっていると思います。連絡体制は難しいと考えます。

(長田委員長)

119 番の通報の際に、看護職員から主治医に指示を仰ぐだけではなく、看護職員から主治医に入院先を情報提供する等、ある程度、応用性、知識が必要と考えます。

(事業者)

おっしゃる通りだと思います。人員についても引き続き、増員を考えています。

(長田委員長)

4 点質問があります。1 点目は、収支計画の来年 10—11 月に黒字になっていますが、現在も見込みの変更はないですか。

2 点目は、どの程度まで介護・看護を行うか、職員の共通認識が必要と考えます。能力の維持、向上の教育をどのように計画していますか。

3 点目は、課題としてパンフレット等でどのように周知するかと言われていましたが、他の地域で定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行っている事業所の状況を把握していますか。

4 点目は、夜勤者の休憩ができる場所を設けているのでしょうか。

(事業者)

1 点目については、当初より 3 か月開設が早くなりましたが、既存の計画の通りと考えています。

2 点目については、職員の社内研修を、既に 2 回実施しています。毎月 1 回研修を行っており、前回の定期巡回・随時対応型訪問介護看護の研修については、全ての職員を対象としました。職員の共通認識について、具体的に、どの程度まで介護・看護を行うかは、オペレーターから開始したいと考えています。経験を積み重ねて、共通認識を確立したいと思います。

3 点目については、神戸市で定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス事業所の連絡会があると把握していますので、入会できないか相談しようと考えています。また、24 時間在宅ケア研究会に入会し、今月開催予定の研修に参加し、情報収集を行いたいと思います。

4 点目について、夜勤者の待機場所は、通報を転送出来るように設定している 1F のデイサービスの場所と考えています。現在の制度では当直ではなく、夜勤職員配置と考えています。来年度の改正案について、オペレーターの資格要件の緩和等が話し合われており、事業者としても夜勤職員の配置基準の緩和をしてほしいと思います。

(安宅委員)

現在、老老介護が多く、倒れた家族を起こすことも困難な状況になっている方がいます。そういった方に非常に理想的なサービスだと思います。

(事業者)

ありがとうございます。

(寺本委員)

夜間の訪問について、女性の介護職員等が深夜に訪問することもあると思いますので、職員の安全確保はどのように考えていますか。

(事業者)

おっしゃる通り、夜間の訪問については今後、想定して議論していく必要があると考えます。

(長田委員長)

看護師がアセスメントする必要があると言われていましたが、積極的にケアマネジャーと情報共有を行うようにお願いします。

(事業者)

はい。ありがとうございます。

(事業者退室)

(長田委員長)

様々なご意見が出ましたが、効果的に進めて頂きたいと思います。
株式会社ロジケアについての指定を承認してもよろしいですか。

(満場一致で承認)

(長田委員長)

議事は終わりましたが、その他、次回開催について、事務局からお願いします。

(事務局：奥村)

次回の開催予定については、来年の2月頃を予定しています。

(長田委員長)

本日の会議は閉会いたします。

以 上